

手塚たかひろ

平和・自治・市民

議会報告

No. 32 2017年4月15日

連絡先 枚方市大垣内町2丁目8番27号
シンエービル別館2階

Tel・Fax 072-846-8780

自宅 枚方市宮之下町 13-12

携帯 080-1509-0706

ブログ <http://ameblo.jp/shiminnokai-tezuka-t/>

HP <http://www.tezukatahiro.info/>

政務活動費廃止の請願

「政務活動費はもともと正当性に欠けているので廃止を」との請願が56名の市民から出され、紹介議員になりました。要旨は以下の通り。

- ① 政務活動費は第2議員報酬としての性格を持ち、不祥事が多発。
- ② 議員報酬は議員生活や議員活動全般を対象にして与えられている。しかも年間1100万円を超える高額。
- ③ 支給細目は、各派代表者会議などで決められ、「お手盛り」との印象を免れない。
- ④ 議会事務局のチェック事務や議員自身の収支報告作成の膨大な労力は、事務局の調査能力の向上、議会審議の充実に使うべき。

* 3月10日の総務常任委員会では、残念なことに委員全体が反対、3月28日の本会議では、手塚を除く全員が反対でした。〈反対の理由〉法律や条例で支給することができるかと決められていて正当性に欠けない。市ではなく、国に廃止を訴えるべき。政務活動費がなければ、議会活動が低下する。

<私の意見>

- * 「正当性がない」とは、本来、議員報酬で賄われるべきものを、別枠で出すことに正当性がないという意味。そもそも、政務活動費を認めた法律、条例そのものに問題がある。
- * 政務活動費は、枚方市条例に基づいて支給されている。国ではなく市議会で決めていること。市議会に廃止を請願するのが筋だ。全国で93市区は政務活動費を支給していない。
- * 政務活動の費用が足らなければ、議員報酬の増額を要求すべきである。高額な1100万円の議員報酬の枠内で十分に活動はできる。
- * 政務活動費廃止の声は広範に存在する。今後とも、市民と共に政務活動費廃止の取り組みを進めます。



4市リサイクル組合議会で議員報酬廃止を要請

2月22日 4市リサイクル組合議会議が開催されました。リサイクル組合は枚方・寝屋川・交野・四条畷 4市のプラスチック容器ごみの収集、再利用への処理を行っています。組合議会は4市の議員13名で構成されています。枚方市議会からは5名が派遣されています。一般の組合議員へは、毎月12000円年間14万4000円の報酬が、各市の議員報酬とは別に支給されています。最近できた、枚方市と

京田辺市との清掃工場建設の一部事務組合議会議では、別枠での議員報酬は枚方市議会の申し入れにより支給されていません。組合議会も議員としての活動の一環であり、別枠の支給を廃止すべきだと予算質疑で提案しました。事務局の回答は、組合議会での十分な協議が必要とのことでした。今後、各市議会、組合議会での議論を起こす必要があります。市民の声が大きくなれば廃止は可能です。

香里ヶ丘図書館設計業者選定審査会設置の条例改正に反対

3月8日の本会議で、枚方市付属機関設置条例改正案が提案されました。「香里ヶ丘図書館設計業者選定委員会を設置する。委員は5人以内で、学識経験者、社会教育の専門的知識を有する者」との提案が含まれていました。

地元の方々から、基本計画、設計段階から市民参加の要望があるにもかかわらず、市民抜きの拙速な選定委員会設置です。質問と反対討論を行いました。要旨は下記のとおりです。

<p>Q 1回目 選定委員会について</p> <p>① 選定委員の選考基準に指定管理者制度への見解も考慮するのか</p> <p>② 市民から公募しない理由は</p> <p>③ 委員選考は、いつまでに誰の責任で行うのか。選考過程はどのように公開するのか</p> <p>④ 市民から選考委員の推薦があった。市民からの推薦者はどのように検討するのか</p>	<p>A</p> <p>① 施設整備後の運営に関する見解は、人選に関係しない</p> <p>② 選考委員会は、設計コンペのような設計作品を選ぶものではなく、市の契約事務の一環。市の付属機関であり市民公募はしない</p> <p>③ 新年度すぐに設計事業者を決める必要があり、12月議会可決後、委員会の立ち上げ準備に入る。</p> <p>④ 選定委員の人選は市長権限。委嘱日は4月1日以降</p>
<p>Q 2回目 市民への情報公開について</p> <p>① 5名の選定委員の選考理由を公開するのか</p> <p>② 市民推薦の方の推薦内容とその結果を市民に知らせるのか</p> <p>③ 後日、議事録、選考基準、選考資料をどこまで公開するのか</p> <p>④ 選定委員会での議論で市の計画案の手直しはあるのか</p> <p>⑤ 選定委員会からの答申はいつ頃出されるか 基本設計、市民説明会の目途は</p>	<p>A</p> <p>① 市長の付属機関である選定委員の人事は市長権限で行う</p> <p>② 会議の公開・非公開は、当該委員会において枚方市情報公開条例等の規定により決定される</p> <p>③ 議事録・資料等は後日、一部を除き公開に努める</p> <p>④ 基本計画の手直しはしない</p> <p>⑤ 答申は夏ごろ。基本設計のとりまとめにあたり、事前に市民説明会を行う。</p>

反対討論と要望

単に市民説明会を行うだけでは不十分。計画・設計段階から市民参加でともに作る視点が欠けている。議事録等については「公開に努める」ではなく、「基本的に公開する」でなければならない。拙速に選定委員会を設置するのではなく市民との話し合いをすべきと議案には反対

3月議会では市長から市政運営方針（広報ひらかた4月号参照）が発表されました。市民協働を謳いながら具体的な市民とともに市政を作る姿勢が欠如し高齢者施策が地域まかせになっています。さらに市長公約の少人数学級の

拡大は一言も触れていません。市民に冷たい運営方針です。以上の立場から2017年度一般会計案に反対、また、国保料の値上げをもたらす国民健康保険特別会計予算案にも反対しましたが、どちらも賛成多数で可決されました。



議員報酬の半分を法務局に供託しています

政務活動費は受け取っていません